

石川県教育費負担軽減奨学金 Q&A

Q 1 保護者である父母のうち母親は石川県に住んでいますが、父親は単身赴任のため県外に居住しています。この場合、どちらで給付金を申請すればいいですか。

A 1 生活の本拠地が石川県であれば本県への申請となります。ただし、既に父親の単身赴任先の都道府県へ申請されている場合は申請することはできません。

Q 2 申請者は母親ですが、大学生の姉(23歳未満)と高校生(本人)の健康保険法上の扶養者は祖父です。この場合の給付額はどうなりますか。

A 2 健康保険における扶養関係で、姉は保護者(親権者)等に扶養されていないとみなされるため、第1子単価が給付されます。

Q 3 両親、祖父母と同居しています。祖父母も住民税所得割額が非課税でないで申請できませんか。

A 3 親権者がいる場合は、親権者のみの所得で判断し、祖父母の住民税所得割額が非課税でなくても申請できます。

Q 4 7月1日に全日制から通信制へ転学する予定です。どちらの学校に申請すればよいですか。

A 4 7月1日時点で在籍している学校(通信制)で申請してください。

Q 5 高校生2人の兄弟で、兄は県立高校、弟は特別支援学校高等部に在学しています。兄の給付金額は第1子単価か第2子以降の単価のどちらですか。

A 5 特別支援学校は「高等学校等」にはあたらないため、弟にこの奨学金は支給されません。よって、兄の給付金額は第2子以降の単価となります。

Q 6 双子で私立高校へ通う兄と県立高校へ通う弟がいる場合、給付金はどうなりますか。

A 6 生年月日が同じ双子であっても、一人目の子(兄・姉)は第1子単価、二人目以降の子(弟・妹)を第2子以降の単価となります。

なお、保護者等が双子のほかに15歳以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養されている場合は、双子の高校生はどちらも第2子単価となります。

Q 7 父親が海外勤務のため課税額がわからない場合、奨学金の支給対象になりますか。

A 7 奨学金の支給対象にはなりません。

Q 8 生徒が成人の場合は、生徒本人の所得で判断するのですか。

A 8 当該生徒が扶養されている場合は、主たる生計維持者の所得で判断します。令和4年4月以降、在学中に生徒が成人を迎えた場合、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がなければ、主たる生計維持者(両親の場合は2名)の所得で判断します。

なお、生徒に主たる生計維持者がいない場合は、本人の所得で判断します。